船員法施行規則の一部改正等（案）の概要について

資料2－2

船員法改正の経緯と今後の予定

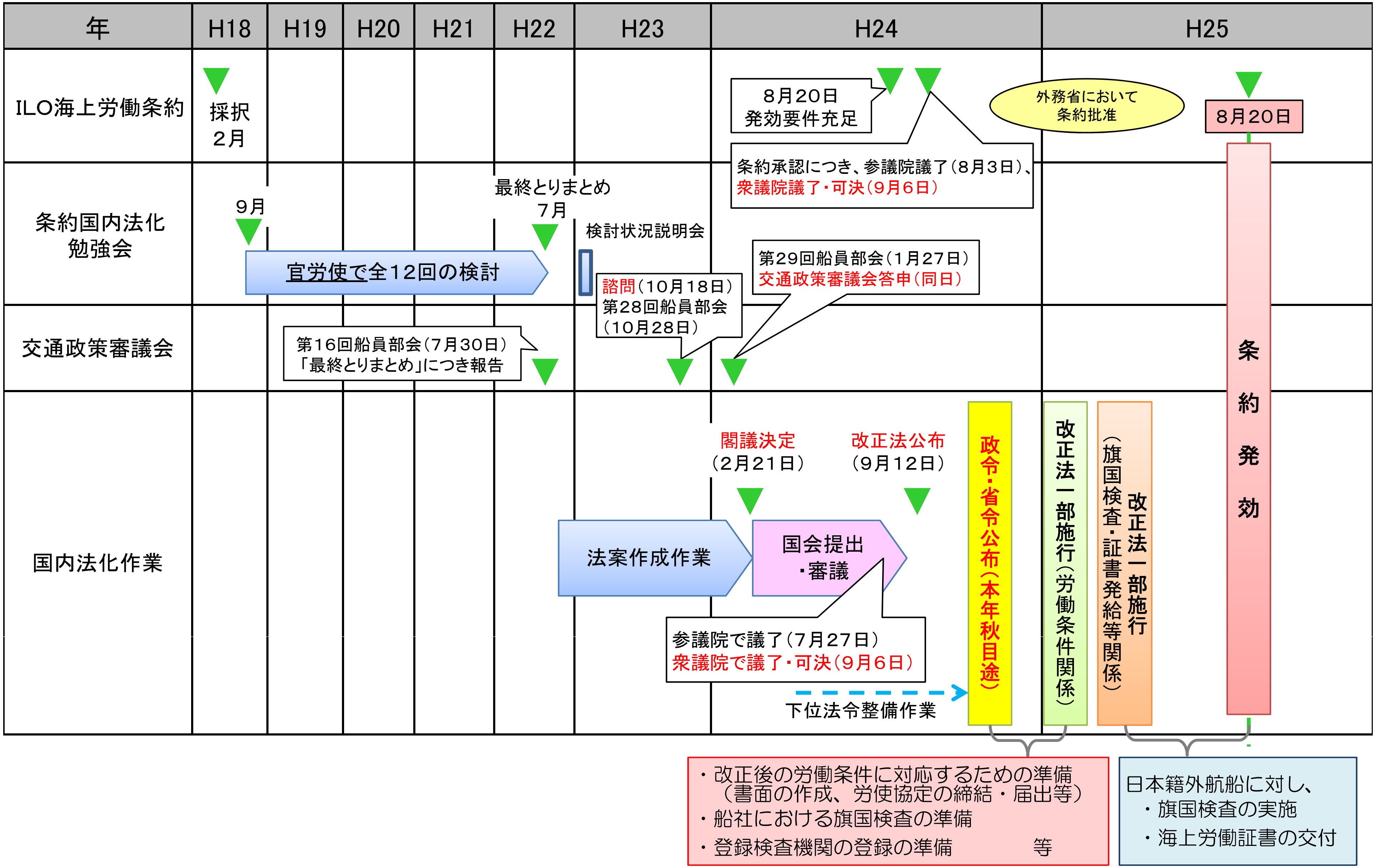

「海上労働条約」　批准状況・発効時期

条約の発効要件

33%以上の商船船腹量を有する30ヶ国以上が批准してから1年後に発効

批准国(2012年9月18日現在)	批准登録日	船腹量(%)
リベリア	2006年 6月 7日	11.14
マーシャル諸島	2007年 9月25日	6.47
バハマ	2008年 2月11日	5.26
パナマ	2009年 2月 6日	21.01
ノルウェー	2009年 2月10日	1.73
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2010年 1月18日	—
スペイン	2010年 2月 4日	0.32
クロアチア	2010年 2月12日	0.16
ブルガリア	2010年 4月12日	0.04
カナダ	2010年 6月15日	0.32
セントビンセント・グレナディーン	2010年11月 9日	0.49
スイス	2011年 2月21日	0.07
ベナン共和国	2011年 6月13日	0.00
シンガポール	2011年 6月15日	4.68
デンマーク	2011年 6月23日	1.28
アンティグア・バーブーダ	2011年 8月11日	1.12
ラトビア	2011年 8月12日	0.03
ルクセンブルク	2011年 9月20日	0.11
キリバス	2011年10月24日	0.06
オランダ	2011年12月13日	0.70
オーストラリア	2011年12月21日	0.18
ツバル	2012年 2月16日	0.08
セントクリストファー・ネーヴィス	2012年 2月21日	0.10
トーゴ共和国	2012年 3月14日	0.03
ポーランド	2012年 5月 3日	0.02
パラオ	2012年 5月29日	—
スウェーデン	2012年 6月12日	0.37
キプロス	2012年 7月20日	11.14
ロシア	2012年 8月20日	0.80
フィリピン	2012年 8月20日	0.55
(合計)30か国		(合計)59.27

(参考)日本の船腹量は、1.76%

船腹量(33%)

2009年 2月 6日 パナマの
批准により充足済み

国数(30ヶ国以上)

2012年 8月 20日 フィリピンの
批准により充足済み(発効要件充足)

1年後

条約は、2013年8月20日に発効

省令改正（案）の概要〔その１〕

船員法施行規則の規定事項(案)

雇入契約の締結前の説明･成立時等の書面交付関係

船員法改正【1】関係

① 雇入契約の締結前に書面を交付して説明する事項

現行の明示事項に加え、災害補償等に関する事項及び送還に関する事項とする。

② 雇入契約の成立時等に船員に交付する書面の様式

一定の様式を定めなければならないこととする。［様式のモデル（参考例）を示す予定］

③ 国際航海に従事する船舶において船内に備え置く書類

国際航海に従事する船舶にあっては、以下の書類を備え置かなければならないこととする。

- 雇入契約書が英語以外の言語で作成されている場合 → その英語による訳文が付された書類
- 雇入契約書の記載事項において労働協約･就業規則等を参照する部分がある場合 → その部分の英語による訳文が付された書類

船員職業紹介機関等を利用した船員の雇入関係

船員法改正【2】関係

④ 外国における船員職業紹介事業者等の適格性に関する基準

- 条約締約国の場合

→ 当該事業者が条約の要件に適合していることを当該締約国政府等が証明していること

- 条約非締約国の場合

→ 当該事業者が条約の要件に適合していることを船舶所有者が確認していること［確認方法の標準例を示す予定］

省令改正（案）の概要〔その２〕

給与明細書関係　　船員法改正【4】関係

⑤　給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面の記載事項

給料・割増手当その他の報酬の額、控除の内訳、支払に係る通貨･換算率（あらかじめ合意されたものと異なる場合に限る。）等とする。

労働時間規制等･休息時間に関する労使協定関係　　船員法改正【5】･【6】関係

⑥　労働時間に関する規制等の船長等への適用

船員法の改正において船長等を労働時間に関する規制等の対象とすることに伴い、省令においても同様に、施行規則第６章の関係条文について船長等を対象とする。

⑦　休息時間に関する労使協定の届出書等

協定の届出書の書式、記載事項等を定める。

⑧　休息時間に関する労使協定が海員に適用される場合

特別の安全上の必要がある場合を、出入港時・狭水路通過時その他の場合において航海当直の員数を増加する必要があるときとする。

船内で調理を行う者の教育関係　　船員法第80条関係

⑨　船内で調理を行う者の教育

・　船内で調理を行う者に対し、あらかじめ定められた内容の教育を実施しなければならないこととする。

・　船内で調理を行う者は、１８歳以上でなければならないこととする（漁船を除く。）。

省令改正（案）の概要〔その３〕

船内における船員の医療の記録関係

船員法第81条関係

⑩　船内における船員の医療に関する記録

船内における船員の医療について、一定の様式により記録しなければならないこととする。［様式のモデル（参考例）を示す予定］

登録検査機関関係

船員法改正【9】関係

⑪　登録検査機関の登録の申請手続等

登録検査機関について、登録申請、検査業務規程の認可申請、検査員選任の届出、業務の休廃止の許可申請、帳簿の記載等の細目を定める。

船内苦情処理手続関係

船員法改正【8】関係

⑫　船内苦情処理手続として定めるべき事項

苦情の申出方法や処理の体制、記録の作成・保管、申し出た者を支援する者等を定めることとする。［作成例を示す予定］

⑬　船内苦情処理手続の対象

船員法等に規定する事項のほか、居住設備に関する事項等とする。

省令改正（案）の概要〔その４〕

その他の関係省令の規定事項(案)

船内安全衛生委員会関係　　船員法第81条関係

①　船内安全衛生委員会の設置

・　常時５人以上の船員が乗り組む船舶には、船内安全衛生委員会を設置しなければならないこととする。
・　委員会では、船内作業による危害の防止や船内衛生の保持のための対策等について審議することとする。
・　委員会についての記録を作成し、かつ、保存しなければならないこととする。

船内の定期的検査関係　　船員法第81条関係

②　居住場所の衛生等の定期的な検査

・　船内の居住場所・調理用器具・食料の貯蔵設備の衛生や食料・飲用水の貯蔵について、定期的な検査を実施しなければならないこととする。
・　検査についての記録を作成し、かつ、保存しなければならないこととする。

旗国検査･海上労働証書関係　　船員法改正【9】関係

③　法定検査の申請手続、海上労働証書の交付申請手続等

・　法定検査について、検査対象外の船舶の範囲、申請手続等の細目を定める
・　海上労働証書・臨時海上労働証書の申請手続等の細目を定める。